

平成 19 年度監査の結果（第 2 回）
に関する報告に基づき丸亀市長等
が講じた措置の通知内容

平成 20 年 8 月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき丸亀市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成20年8月1日

丸亀市監査委員 大岡 正典
同 高木 新仁

- 1 措置を講じた部局
丸亀市長
丸亀市議会
丸亀市教育委員会
- 2 監査実施日及び監査の種類
平成19年12月7日から平成20年2月22日まで
定期監査
- 3 監査の結果に関する報告の提出日
平成20年3月27日
- 4 措置通知年月日
平成20年7月23日付け
- 5 指摘事項及び講じた措置の内容
下記のとおり

目 次

指摘事項、意見及び講じた措置の通知内容について（監査結果の指摘事項及び意見順）

指摘事項

| | | |
|------|--------------------------|-----|
| 各課共通 | 企画財政部（企画課） | 1～2 |
| 個 別 | 議会事務局 | 2 |
| 個 別 | 産業部（農林水産課） | 2 |
| 個 別 | 都市整備部（都市計画課、建設課） | 3 |
| 個 別 | 上下水道部（経営課、営業課、工務課、施設管理課） | 3 |

意見

| | | |
|------|-------------------------------|-----|
| 各課共通 | 企画財政部（企画課） | 4 |
| 個 別 | 消防本部（総務課、予防課、防災課、北消防署、南消防署） | 4 |
| 個 別 | 産業部（商工観光課） | 4 |
| 個 別 | 都市整備部（河川公園課） | 5 |
| 個 別 | 上下水道部（経営課、営業課、工務課、施設管理課） | 5 |
| 個 別 | 教育部（総務課、教育研究所、学校教育課、学校給食センター） | 5～6 |
| 個 別 | 文化部（生涯学習課） | 6 |

平成19年度監査の結果に関する報告(第2回)に対する講じた措置の内容について

1. 指摘事項

企画財政部 企画課

| 区分 | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----------------|---|---|
| 指摘 各課 共通 | <p>各種業務委託契約書において、条文中には「別添仕様書又は業務処理要領に基づき頭書の委託業務を履行しなければならない。」とされているが、その仕様書等が添付されていないものが見受けられた。仕様書等は、受託者がその業務を遂行する上で必要な事項を記載した重要な文書である。また、監督員の業務履行状況確認や検査員による業務完了検査をする場合の判断資料となるものであり、契約内容の解釈に疑義や相違が生じることを避けるためにも仕様書等を添付すること。また、工事関連委託契約についても同様に契約書に特記仕様書等を添付すること。</p> | <p>契約書の条文中で仕様書等を添付することとしている業務委託契約等については、仕様書等を必ず添付することと、契約の内容によっては特記仕様書等を作成するように全庁周知した。</p> |
| 指摘 各課 共通 | <p>国又は県からの補助金、負担金について会計管理者からの収納の通知を受けた後に収入調定している事例がある。これらの歳入については、交付決定の通知に基づき、国又は県に請求しようとするとき収入調定を行い、直ちに会計管理者に通知すべきであるので改めること。なお、会計管理者から収納の通知を受けた後に調定する歳入については会計規則第15条で定められているので参考にすること。</p> | <p>国又は県からの補助金、負担金等は交付決定通知に基づき請求するときに収入調定するべきであり、性質上納付前には金額が確定しないような収入を除き、額が確定または変更した場合には速やかに収入調定し会計管理者に通知するように全庁周知した。</p> |
| 指摘 各課 共通 | <p>契約書において市長名ではなく、施設長名で契約している事例がある。丸亀市職務権限規程により市長の権限に属する事務を専決・代決として職員が決定しているが、一般的に「補助職員による事務の補助執行である。」と解されているので市長名で契約すること。</p> <p>なお、丸亀市事務委任規程により、予算の執行を執行機関の職員に委任されているが、これも市長権限を補助執行するものと解されている。</p> | <p>契約書は市長名で契約するものであり、職務権限規程、事務委任規程を読み違わないように十分留意するように全庁周知した。</p> |

企画財政部 企画課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----------|--|---|
| 指摘 | 各課 共通 | 出張命令書において、旅費内訳の金額訂正が多く見受けられたが、出張命令書は証拠書類であるので支出命令書を作成する前に誤りを発見した場合は出張命令書を作成し直すこと。また、出張命令の内容に変更があった場合は変更命令書を作成すること。 | 出張命令書を作成する際は、旅費支給条例に基づき誤りのないよう十分留意して作成し、出張命令の内容に変更があった場合は変更命令書を作成するように全庁周知した。 |

議会事務局

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|---|--------------------------------|
| 指摘 | 個別 | 会議録検索システムデータ整理委託契約で、施行決定決裁前に見積書を徴しているが随意契約により契約することが決裁権者により決定されていない段階で見積書の提出を求めるのは適当でないので改めること。 | 新年度契約より、随意契約の施行決定決裁後、見積りを徴します。 |

産業部 農林水産課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|--|---|
| 指摘 | 個別 | 被補助団体が補助金の交付決定の通知を受ける前に事業に着手している事例が散見される。補助事業が完了したのに補助金が交付されないということにならないよう、補助金の交付決定通知を速やかに行うこと。必要があれば関係団体等と十分な協議を行うこと。 | 丸亀市農業振興事業補助要綱に沿って今後も事務に当たりたい。また、被補助団体等との連携をとりながらスムーズな事業運営を図りたい。 |

都市整備部 都市計画課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|--|----------------------|
| 指摘 | 個別 | 現金受入票綴の取扱いについて、交付時に記載すべき表紙への番号記載もれや、誤記その他による廃棄方法に誤りが見受けられたので、出納員規則に従って事務処理をするように改めること。 | 出納員規則に従い、事務処理をしています。 |

都市整備部 建設課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|---|---------------------------------------|
| 指摘 | 個別 | 港務所で使用の現金受入票綴受払簿において、使用済み綴の返納処理ができていない。また、集金人の押印もれ、日付記入もれがあったので出納員規則に従い事務処理をすること。 | 指摘事項について、出納員規則に沿った事務処理の徹底を図るよう指導を行った。 |

上下水道部 経営課、営業課、工務課、施設管理課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|---|----------------------------------|
| 指摘 | 個別 | 丸亀市水道事業変更認可申請書・地域水道ビジョン策定業務委託の入札において、代理人氏名のみ記載し押印された入札書は有効性に疑義が生ずる恐れがあるので、「丸亀市入札心得」に従い入札書を提出するよう指導すること。 | 丸亀市入札心得に基づいた書類が提出されるよう周知徹底いたしたい。 |

2.意見

企画財政部 企画課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----------|---|--|
| 意見 | 各課 共通 | 各契約書を公文例規程の例により作成する場合は、契約内容にあった条文や文言の選択をして、支払時期を含め疑義が生じないように作成していただきたい。 | 契約に際しては、契約内容に応じて条文や文言の選択をし、支払時期を含め疑義が生じないような契約書を作成するように全庁周知した。 |
| 意見 | 各課 共通 | 各リース契約書において、リース期間満了後はその物件を返還するか又は市に所有権を移転するかどうか記載されていないものが多く見受けられるので、契約時において協議のうえ明記するようにしていただきたい。 | リース期間満了後その物件を市の所有とするものについては、契約書を作成する際に、協議のうえでその旨明記しておくように全庁周知した。 |

消防本部 総務課、予防課、防災課、北消防署、南消防署

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|---|--|
| 意見 | 個別 | 消防団運営交付金に添付された各分団の前年度決算書において、収入額と支出額が一致していないものが見受けられた。補助金等に係る収支経理は適正か、また領収証等の証拠書類の整備、保存は適切か等について必要な助言指導をしていただきたい。 | 2月開催の消防団分団長会議において、収支決算書の記載方法につき再度指導した。収入額と支出額が一致しなければならないことや、支出区分の費目の分類方法を説明するとともに、領収証、通帳等の適正な整備、保存について指導した。 |

産業部 商工観光課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|---|---|
| 意見 | 個別 | スペース114管理運営協議会負担金の支出について、市が無償貸与を受けた施設を協議会使用する権限や使用料を徴収する権限を明確にしていきたい。 また、規約に協議会を構成する団体の経費の支弁方法や運営組織を明確にする等の見直しをするよう指導していただきたい。 | 施設を協議会使用する権限や使用料を徴収する権限については、現在精査中であります。 また、規約の見直しについては、スペース114管理運営協議会において運営方法などの考察を図りながら協議を行い、見直しを行うよう指導いたしました。 |

都市整備部 河川公園課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|--|-------------------------------|
| 意見 | 個別 | 各公園の占用許可申請、公園内行為許可申請等については、許可内容を明らかにしておくことが必要であるから、その交付した「許可証」の写しを保存するようにしていただきたい。 | ご指摘のように、4月から許可証をコピーして保存しています。 |

上下水道部 経営課、営業課、工務課、施設管理課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|--|---|
| 意見 | 個別 | 湧水対策事業に伴う工事について、緊急の必要性がある場合は随意契約できることになっているが、入札が原則であるので入札が可能なものについては入札するようにしていただきたい。 | 今後の契約については、意見のとおり、可能な限り入札が行えるよう検討してまいりたい。 |

教育部 総務課、教育研究所、学校教育課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|---|----------------|
| 意見 | 個別 | 中学校各種競技大会生徒派遣事業委託で、前金払いし精算により残額が返納されているが、その実績報告書において収支に係る事務手続きを見直し、統一された事務手続きとしていただきたい。 | 指摘どおり対応していきたい。 |
| 意見 | 個別 | 不登校対策事業委託等で、契約書に記名押印した日と契約日は原則として一致すべきであるが、取扱いにバラツキが見られる。今後は契約書に押印した日を契約日とし、特に必要であれば開始日を契約日以前からとする取扱いもやむを得ないと考え、取扱いを統一することについて検討していただきたい。 | 指摘どおり対応していきたい。 |

教育部 学校給食センター

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|---|---|
| 意見 | 個別 | 施設の保守点検委託等の契約において、請書で契約する場合であっても重要な作業内容や支払条件は明記するよう にしていきたい。 | 左記意見のとおり、請書で契約する場合であっても、明記することといた したい。 |

文化部 生涯学習課

| 区分 | | 監査の結果(指摘事項及び意見) | 講じた措置及び対応状況 |
|----|----|---|--|
| 意見 | 個別 | 所管備品の貸し出しにおいて、借用書には申請の借用期 間の記載はあるが、実際の貸し出日、返却日、備品所管課 担当者名等の記載がないので、備品を適正管理するために 借用書様式を改めるよう検討していただきたい。 | 管財担当の物品借用様式を、生涯学習課用に修正し、必要事項を記載でき るように改めました。新しい物品借用申請書を、職員が利用するキャビネッ トの中に入れ、備品の貸し出しの問い合わせがあれば利用するよう、課員に 周知しました。 |